○横手市建設工事共同企業体制度実施要綱

平成17年10月1日 告示第16号

改正 平成20年10月1日告示第109号

平成21年12月28日告示第147号

令和4年3月15日告示第23号

令和5年11月1日告示第220号

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事の競争入札に参加することができる共同企業体の資格審査及びその他共同企業体に関し必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の原則)

- 第2条 市が発注する建設工事は、単体企業への発注を基本とするが、技術力の結集等により効果的な施工が確保できると認められる適正な範囲で、共同企業体を活用することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、建設工事の規模、性格等に照らし共同企業体による施工が必要と 認められた建設工事において単体企業で施工できる者がいると認めた場合は、単体企業と共同 企業体の混合による入札とすることができる。

(共同企業体の方式)

- 第3条 共同企業体は、次の各号のいずれかの方式による。
 - (1) 特定建設工事共同企業体
 - (2) 経常建設共同企業体

(特定建設工事共同企業体)

- 第4条 特定建設工事共同企業体は、次項の規定に基づき特定の建設工事ごとに結成される共同 企業体をいう。
- 2 特定建設工事共同企業体の活用は、次による。
 - (1) 対象工事は、技術的難度の高い建設工事(道路、橋りょう、下水道等の土木構造物であって大規模なもの及び大規模建築、大規模設備等の建設工事をいう。)等で、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - ア 設計金額が1億5,000万円以上の道路、橋りょう、下水道等の土木工事
 - イ 設計金額が2億円以上の建築工事
 - ウ 設計金額が1億円以上の設備工事
 - エ 設計金額が1億5,000万円以上の解体工事
 - (2) 構成員の数、組合せ、資格等は、次による。
 - ア 構成員の数は、2者とする。ただし、特に大規模であって、多数の工種にわたる等の理由により、技術力を結集する必要があると認められる建設工事については、3者又は4者

とすることができる。

- イ 構成員の組合せは、本市の入札参加有資格者名簿に登録された最上位等級に属する者の みによるものとする。ただし、市長が充分な施工能力を有し、適正な共同施工が確保でき ると認めたときは、第2位等級に属する者を含めた組合せができるものとする。
- ウ 構成員は、対象工事について次の要件を満たす者とする。
 - (ア) 発注する工事に対応する工事種別について、本市の入札参加資格登録がなされて いること。
 - (イ) 当該工事に対応する業種について、建設業法(昭和24年法律第100号。以下 「法」という。)第3条第1項の許可を有しての営業年数が5年以上あること。
 - (ウ) 当該工事を構成する一部の工種を含む工種について、法第2条第5項の元請負人 として一定の実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
 - (エ) 当該工事に対応する許可業種に係る国家資格を有する法第26条第1項の主任技 術者又は同条第2項の監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
- エ 結成方法は、自主結成とする。ただし、市長が必要と認めるときは、予備指名の方法によることができる。
- (3) 出資比率は、構成員が自主的に定めるものとする。ただし、その最小出資比率は、次のとおりとする。
- ア 2者の場合 30パーセント以上
- イ 3者の場合 20パーセント以上
- ウ 4者の場合 15パーセント以上
- (4) 代表者は、円滑な共同施工を確保するため施工能力の大きい者とし、その出資比率は、 構成員中最大とする。
- 3 前項第1号の規定にかかわらず、単体企業による施工が必要と認められる工事である場合に あっては、対象工事としないことができる。

(経常建設共同企業体)

- 第5条 経常建設共同企業体は、優良な建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力及び施工力を強化するため、次項の規定に基づき結成される共同企業体をいう。
- 2 経常建設共同企業体の活用は、次による。
 - (1) 対象工事は、単体の企業と同様に入札参加資格を有する業種及び等級に応じた工事とする。ただし、発注標準額の上限は、単体の企業とは別に設ける。
 - (2) 構成員の数、組合せ、資格等は、次による。
 - ア 構成員の数は、2者とする。
 - イ 組合せは、同一工種同一等級に属する者によるものとする。ただし、工種については、 一般土木工事又は建築一式工事に限る。

- ウ 構成員は、対象工事について次の要件を満たす者とする。
 - (ア) 入札参加資格を申請する業種について、申請時に単体の企業として本市の市内業 者入札参加有資格者名簿登録がなされていること。
 - (イ) 入札参加資格を申請する業種について、法第3条第1項の許可を有しての営業年 数が原則として5年以上あること。
 - (ウ) 入札参加資格を申請する業種について、法第2条第5項の元請負人として一定の 実績を有すること。
 - (エ) 当該許可業種に係る国家資格を有する法第26条第1項の主任技術者又は同条第2項の監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
- エ 結成方法は、自主結成とする。
- (3) 出資比率は、構成員が自主的に定めるものとする。ただし、その最小出資比率は、3 0パーセントとする。
- (4) 代表者は、構成員が自主的に定めるものとする。
- 3 経常建設共同企業体が、入札参加資格申請をしようとする場合、当該経常建設共同企業体の構成員は、他の経常建設共同企業体の構成員となることはできないものとする。ただし、当該経常建設共同企業体の構成員以外の者と継続的な協業関係を確保でき、当該経常建設共同企業体と業種が重複しない場合に限り、他の一の経常建設共同企業体の構成員となることができる。 (入札参加資格申請)
- 第6条 共同企業体を結成して競争入札に参加を希望する建設業者は、共同企業体入札参加資格申請書(様式第1号又は様式第2号)に共同企業体協定書(様式第3号)を添付して、資格審査を申請しなければならない。

(資格審査)

- 第7条 前条に規定する入札参加資格申請書を提出した共同企業体については、次により資格審査を行う。
 - (1) 客観的事項の審査 法第27条の23の規定に基づく経営事項審査の項目及び基準によるものとし、経営規模、経営状況に係る評点及びその他の評点項目は、次のとおりとする。
 - ア 経営規模は、各構成員の年間平均完成工事高、自己資本額及び職員数のそれぞれの和と する。
 - イ 経営状況分析に係わる評点は、構成員について算出される経営状況分析得点の平均値に よる。
 - ウ その他の評点項目は、技術職員数については、各構成員の技術職員数の和とし、営業年 数については、構成員の営業年数の平均値による。
 - (2) 主観的事項の審査 主観的事項の審査については、横手市建設工事入札参加者資格審査要綱(平成17年横手市告示第14号。以下「要綱」という。)に基づき行う。

(等級格付)

第8条 市長は、資格審査を行った結果、入札参加資格があると認められる経常建設共同企業体について要綱の基準により等級格付し、市内建設業者有資格者名簿に登載するものとする。

(共同企業体の指名の基準)

第9条 共同企業体の指名の基準は、横手市建設工事等の指名の基準に関する運用基準(平成17年横手市訓令第45号)に定める。

(入札書)

第10条 競争入札における共同企業体の入札書には、共同企業体の代表者が記名押印しなければならない。

(契約書)

第11条 工事請負契約書には、共同企業体の代表者及び構成員の代表者全員が記名押印しなければならない。

(代表者の権能)

第12条 工事の監督、請負代金の支払等契約に基づく行為については、共同企業体の代表者を 相手方とするものとする。

(共同企業体の特例)

第13条 第2条から前条までの規定にかかわらず、市長は、特別の事情があると認めたときは、 別に定める基準によって結成された共同企業体を活用することができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の横手市建設工事共同企業体運用要綱(平成15 年横手市告示第12号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規 定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年10月1日告示第109号)

この告示は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成21年12月28日告示第147号)

この告示は、平成22年1月1日から施行する。

附 則(令和4年3月15日告示第23号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年11月1日告示第220号)

この告示は、令和5年11月1日から施行する。

特定建設工事共同企業体入札参加資格申請書

年 月 日

横手市長 様

共同企業体の名称

共同企業体の住所・名称及び代表者の氏名

共同企業体構成員の住所・名称及び代表者の氏名

今般、連帯責任によって建設工事の共同請負をするため、 を 代表者とする特定建設工事共同企業体を結成したので、共同企業体で横手市が発注する 建設工事の競争入札に参加したく、次の書類を添えて入札参加資格審査の申請をします。 なお、この申請書及び添付資料のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約し ます。

添付資料

- 1 特定建設共同企業体協定書
- 2 委任状
- 3 使用印鑑届
- 4 その他必要とされる書類

経常建設共同企業体入札参加資格申請書

年 月 日

横手市長 様

共同企業体の名称

共同企業体の住所・名称及び代表者の氏名

共同企業体構成員の住所・名称及び代表者の氏名

今般、連帯責任によって建設工事の共同請負をするため、 を 代表者とする経常建設共同企業体を結成したので、共同企業体で横手市が発注する建設 工事の競争入札に参加したく、次の書類を添えて入札参加資格審査の申請をします。

なお、この申請書及び添付資料のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

添付資料

- 1 経常建設共同企業体協定書
- 2 委任状
- 3 使用印鑑
- 4 その他必要とされる書類

別紙

その1

委 任 状

受任者所在地

商号(名称)

職・ 氏 名

 \bigcirc

を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 横手市が行う ・ 年度工事請負に関し、入札(見積)・契約行為並びに代金の 請求及び受領に関する一切の件
- 2 復代理人選任の件

年 月 日

横手市長様

所 在 地

商号(名称)

代 表 者

使用印鑑届

横手市における入札(見積)、契約行為並びに代金の請求及び受領のため、次の印鑑を 使用したいので届出します。

年 月 日



横 手 市 長 様

所 在 地

商号(名称)

代表者又は 受任者氏名

経常建設共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、建設事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同企業体は、○○経常建設共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を横手市○○町○○番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

- 第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、その存続期間は、2年とする。ただし、2年を経過しても当企業体に係る建設工事の請負契約の履行後3箇月を経過するまでの間は、解散することができない。
- 2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

秋田県横手市○○町○○番地 ○○会社

秋田県横手市○○町○○番地 ○○会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、○○会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行う ことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名 義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する 財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者 と契約内容の変更があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

○○会社○○会社○○%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名 義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により 構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

- 第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成 する日までは脱退することができない。
- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残 存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、 脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資 の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益分の配当は行わない。

(構成員の除名)

- 第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履 行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者 の承認により当該構成員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準 用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合においては、

第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあったときは、各構成 員は、共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○会社外○者は、上記のとおり○○経常建設共同企業体協定書を締結したので、その 証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとす る。

年 月 日

秋田県横手市○○町○○番地

〇〇会社

代表取締役

秋田県横手市○○町○○番地

〇〇会社

代表取締役

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

- 第1条 当共同企業体は、次の事項を共同連帯して営むことを目的とする。
 - 一 横手市発注に係る○○建設工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。) の請負
 - 二 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、○○特定建設工事共同企業体」(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を横手市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

- 第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、当該建設工事の請負契約の履行後 3箇月を経過するまでの間は、解散することができない。
- 2 当該建設工事を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

 秋田県横手市〇〇町〇〇番地
 〇〇会社

 秋田県横手市〇〇町〇〇番地
 〇〇会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、○○会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、当該建設工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を 行うことを名義上明らかにしたうえで、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自 己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に 属する財産を管理する権限を有するものとする。 (構成員の出資の割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者 と契約内容の変更があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

○○会社 ○○%

〇〇会社 〇〇%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ、構成員が協議して評価 するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、当該建設工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、当該建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、企業体の名称を冠した代表者名義の 別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、工事竣工の都度当該建設工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金 を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

- 第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が当該建設工事を 完成する日までは脱退することができない。
- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残 存構成員が共同連帯して当該建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、 脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資 の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益分の配当は行わない。

(構成員の除名)

- 第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準 用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産し、又は解散した場合においては、 第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該建設工事につきかしがあったときは、各 構成員は、共同連帯してその責めに任ずるものとする。 (協定書に定めない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○会社外○者は、上記のとおり○○特定建設工事共同企業体協定書を締結したので、 その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するもの とする。

年 月 日

秋田県横手市○○町○○番地

○○会社

代表取締役

(EII)

秋田県横手市○○町○○番地

○○会社

代表取締役

(EII)

様式第1号(第6条関係)

様式第2号(第6条関係)

様式第3号(第6条関係)